

## エレベーター昇降路に設置した点検箱内煙感知器の点検について

エレベーター昇降路に、自動火災報知設備として煙感知器点検箱が設置されていますが、点検時にエレベーターを停止させて点検を行うことの徹底、点検のために点検箱を開けたときにエレベーターを停止させる装置を設置することが法制化（施行日：H21.9.28）されました。

もしエレベーターを停止させずに点検を行った場合は、エレベーターが緊急停止し、事故等の発生も予測されます。

### 1. 煙感知器点検時の遵守事項

1. 点検対象物件にエレベーター停止装置が設置されているか事前確認を行う。
2. エレベーターの停止措置は消防設備点検者では行えないので、事前に打ち合わせと確認を行う。
3. 点検時は、お客様に停止措置を行ってもらい、点検前に完全に停止していることを確認する。
4. 点検終了時、必ずお客様へ連絡を行い、元に戻してもらう。
5. 既存物件の法的な遡及はないが、停止装置が設置されている場合もあり、エレベーターの停止を確認してから点検する。

### 2. 関連法令・告示

1. 告示の法的根拠
  - 「建築基準法施行令」第129条の8第2項第二号に表記されている規定『かご及び昇降路のすべての出入り口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること』
2. 今回設置基準強化のために公布された告示
  - 国土交通省告示第1454号（H20.12.10）  
「昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件」
3. 昇降機技術基準の解説（2009年版・国土交通省監修）より抜粋
  - 平20国告第1454号第一号ハ点検口のスイッチと錠に関する解説  
『動力引き込み口やエレベーターおよび昇降路内設置機器（煙感知器なども含）の点検口などをさす。なお、昇降路に点検口を設ける場合は、点検口にスイッチ及び錠を取り付けるなどの措置を行い、戸が開いた時にはエレベーターの動力を切り、動かないようにすること。同一昇降路に複数台のエレベーターを設置する場合、ピット点検口のようにエレベ

ーターの機器点検時に利用する点検口は出来る限りエレベーター毎に設け、点検口のスイッチが切れた時は当該のエレベーターのみ停止すること。一方、煙感知器の点検口のような場合は点検口のスイッチで、点検口に近いエレベーターのみ停止すること。』

煙感知器点検ボックス扉の施錠については、ビス止めで良いという見解を得ている。(但し、工具を用いるものであること、蝶ネジの様なものは認められない)

参考URL <http://www.beec.or.jp/koushuu/ele.gijutu.qa.pdf>

### 3. 施行日

平成 21 年 9 月 28 日着工（杭打ち）の建築物より。